

横瀬町チャイルドシート購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、乳幼児の健全育成支援の一環として、チャイルドシート購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、交通安全対策及び少子化対策に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程（昭和四十三年規程第一号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、チャイルドシートとは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三第 四項に規定する幼児用補助装置のことをいう。

(補助対象者)

第三条 この要綱により補助金を受けられる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 町内に住所を有し、母子手帳に市町村長から出生届済証明を受けた者
- 二 現にチャイルドシートを購入した者

(補助金の額)

第四条 補助金の額は、チャイルドシート一台につき購入価格の二分の一（百円未満の端数を切り捨てて得た額）以内とし、最高一万円を限度とする。

2 補助金の対象限度台数は、乳幼児一人につき一台とする。

(補助金の交付申請)

第五条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、チャイルドシート購入費補助金交付申請書（様式第一号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第六条 町長は、前条によるチャイルドシート購入費補助金交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査

して、補助金の交付の可否を決定し、チャイルドシート購入費補助金交付決定通知書（様式第二号）、又はチャイルドシート購入費補助金不交付決定通知書（様式第三号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第七条 町長は、偽り、その他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額を返還させることができる。

（委任）

第八条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成十二年四月一日から施行し、同日以降に出生した者の出生届済証明を受けた者から適用する。